

岩手県最低賃金が、令和6年10月27日（日）から  
時間額 952円に改正されます。

「必ずチェック！最低賃金！

働く人と雇う人のためのルールです！」

最低賃金は岩手県内すべての事業場に適用され、年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

岩手県最低賃金のほか、特定（産業別）最低賃金にも、ご注意ください。

詳細は、岩手労働局ホームページをご覧ください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

賃金引き上げに向けた各種支援策がありますので、積極的にご活用ください。

厚生労働省ホームページ 「賃金引き上げ特設ページ」

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

#### 最低賃金額との比較方法

実際の賃金が最低賃金額以上になっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と岩手県最低賃金を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合…時間給と岩手県最低賃金を比較します。
- ② 日給の場合…日給を所定労働時間で除し、時間当たりの金額と岩手県最低賃金を比較します。
- ③ 週給、月給等の場合…賃金額を時間当たりの金額に換算し、岩手県最低賃金と比較します。  
例) 労働者Aさんの労働条件は、年間所定労働日数250日、1日の労働時間8時間、月給160,000円とします。

$$\frac{\text{月給 } 160,000 \text{ 円}}{\text{年間所定労働日数 } 250 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} \div 12 \text{ ヶ月}} = 960 \text{ 円} > \text{岩手県最低賃金 } 952 \text{ 円}$$

となります。

したがって、この場合は10月27日から発効する岩手県最低賃金額以上となります。

- ④ 上記①～③の組み合わせの場合…

それぞれ時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（952円）と比較します。

【最低賃金に関する問い合わせ】 岩手労働局労働基準部賃金室 019-604-3008